

名古屋市上下水道局管理規程第20号

名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第10条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削る。

第11条第1項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改める。

第13条中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改める。

第16条第1項第2号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」に改める。

第17条第2項第1号中「いう。）。」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにあつては、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、

同項第1号を次のように改める。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定める基準により算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

第17条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第21条第1項中「異動又は在勤する勤務場所の移転」を「異動、在勤する勤務場所の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員になったこと」に、「又は勤務場所の移転」を「、勤務場所の移転又は給料表の適用」に改める。

第37条第2項中「合計額」の次に「（管理職員（基準条例第3条の2に規定する管理職手当を支給される職員をいう。）にあつては、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額）」を加え、同条第4項中「額とし」の次に「、「これに対する地域手当の月額」は奨励手当の計算の基礎となる給料の月額に第15条第1項に規定する割合を乗じて得た額とし」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日（以下「切替日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（以下「改正後規程」という。）第10条の規定の適用については、同条第1項中「第5号」とあるのは「第6号」と、同条第2項中「(5) 著しい心身の機能の障害がある者」とあるのは「(5) 著しい心

(6) 配偶者（

身機能の障害がある者

届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む。）」 と、同条

第3項中「13,000円」とあるのは「11,000円」と、「扶養親族たる父母等」

とあるのは「扶養親族たる父母等（前項第6号に該当する扶養親族を除く。）」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族につ

いては4,000円（企8級職員にあつては、2,000円）とする」とする。

- 3 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における改正後規程第10条の規定の適用については、同条第1項中「第5号」とあるのは「第6号」

「(5) と、同条第2項中「(5) 著しい心身の機能の障害がある者」とあるのは (6)

著しい心身の機能の障害がある者

配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「12,000円」と、「扶養親族たる

父母等」とあるのは「扶養親族たる父母等（前項第6号に該当する扶養親族を除く。）」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族

については2,000円（企8級職員にあつては、1,000円）とする」とする。

- 4 改正後規程第21条第1項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（名古屋市上下水道事業審議会委員の委嘱等に関する規程の一部改正）

- 5 名古屋市上下水道事業審議会委員の委嘱等に関する規程（令和6年名古屋市上下水道局管理規程第6号）の一部を次のように改める。

第9条第2項中「対象期間の給料」を「対象期間の給料等」に改め、「翌月」との次に「、同条第2項及び第3項中「給料」とあるのは「給料等」と」を加える。